

賃貸借契約関連

同じ建物の別の部屋に空きが出たので、そちらへ引っ越したいのですが。

賃貸借契約は、部屋ごとに別々の独立した住居として考える必要があります。そのため同じ建物であっても、別の戸室に住み替える場合は、まったく別の契約となり、他の建物へ住み替えと同様のお手続きが必要です。

具体的には

- ・新たな戸室の新規契約を結ぶ
- ・現在の戸室の解約手続きをとる

といった手続きが必要で、

新たな戸室の契約：新規契約として敷金や仲介料といった諸費用が発生致します。

現在の戸室の解約：退去時の原状回復、未収費用とうの精算が発生します。

つまりお互いの戸室間の契約にかかる金銭については、あくまで別々の契約にかかるものとして対応致しますので、相殺対応や敷金などの引継も出来ません。悪しからずご容赦下さい。

なお

三和住宅

管理の賃貸住宅間

の住み替えにつきましては、契約時

の仲介手数料を通常**の半額**とさせて頂いており、このようなケースにも充当が可能です。

一意的なソリューション ID: #1112

製作者: Sanwa-Jyutaku

最終更新: 2015-08-29 16:34